

2016年8月1日

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100 % （手数料負担者は求人者とします。）
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 600万円 面談実施時報酬 600万円 内定合意時報酬 600万円 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 150 % （手数料負担者は求人者とします。）
返戻金制度	求職者が業務開始後3ヶ月未満で当該業務が終了した場合には、成功報酬の30%を求人者に返戻する。